

第10回 総合特別区域計画の概要

番号	特区の名称	申請主体名 (地方公共団体名)	特定事業名 (規制、金融)
新規計画 1件			
1	奈良公園観光地域活性化総合特区	奈良県	<地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業> ・奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実に向けた取組 <地域活性化総合特区支援貸付事業> ・ホテル等における施設整備の促進による宿泊客誘致促進事業

【地域活性化総合特区】 奈良公園観光地域活性化総合特区【奈良県】



目標

～世界に誇れる公園を目指して～

奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光振興
受入環境の充実による滞在型観光の推進

- ・ 奈良公園（奈良市）への観光客数の増加
- ・ 奈良公園（奈良市）の宿泊者数の増加

【期待される効果】

- 5年後の経済効果・・・372億円
- 5年後新たな雇用・・・4,306人
- 観光消費額
1,172億円(H23)→1,655億円(H30)

政策課題

政策課題1

- 奈良公園の資源の「維持」・「利活用」による観光振興

解決策

解決策1

- 奈良公園の眺望・景観の保全や天然記念物奈良のシカの保護・育成など自然資源の維持・利活用に向けた取組の実施
- 史跡における境内地整備など歴史・文化資源の維持・利活用に向けた取組の実施
- 奈良公園のにぎわいづくりなど公園資源の維持・利活用に向けた取組の実施

新たな規制の特例措置などの提案

- 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化
- 社会資本整備総合交付金の国費率の嵩上げ
- 電線共同溝法第2条の読み替えによる都市公園の園路における電線共同溝整備推進
- 古都保存法第8条の特別保存地区内における行為制限の緩和による鹿苑整備の推進
- 都市公園法第16条に規定される都市公園の保存要件の緩和

政策課題2

- 受入環境の充実による滞在型観光の推進

解決策2

- 奈良公園への宿泊客の受入環境の充実に向けた取組の実施
- 奈良公園への外国人観光客の受入環境の充実に向けた取組の実施

- 文化財保護法第125条の現状変更許可の権限委譲による事務の迅速化
- 総合特区利子補給金制度の適用による宿泊施設の改修の支援
- 旅行業法第11条の2の旅行業務取扱管理者の選任の特例による宿泊施設における旅行商品の企画・販売
- 奈良公園を熟知した通訳案内士による外国人観光客への観光案内の実施

地域独自の取組

- 奈良公園基本戦略に基づく取組の推進
- 天然記念物「奈良のシカ」の交通事故減少に向けた取組の実施
- 奈良公園の眺望や風致景観の保全に向けた取組の実施
- 周辺社寺の境内地整備における県と社寺の連携
- 社寺など周辺観光施設や宿泊施設等を巡るバスの運行

地域協議会参画団体

(自治体関係者)

奈良市、奈良県

(民間企業)

春日大社、興福寺、東大寺、奈良市旅館・ホテル組合、奈良商工会議所、(株)南都銀行、西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、奈良交通(株)、関西電力(株)、西日本電信電話(株)、特定非営利活動法人なら燈花会の会、なら環境絵実行委員会、(社)奈良市観光協会、(財)奈良県ビクターズビューロー、奈良市中心市街地活性化協議会、奈良国立博物館